清算・振替機関等向けの総合的な監督指針(新旧対照表)

月昇・振笛機関寺門リの総古的な監督指針(析旧対照衣) 	
現	改 正 後
Ⅱ. 清算・振替機関等の監督に係る事務処理上の留意点	Ⅱ. 清算・振替機関等の監督に係る事務処理上の留意点
(中略)	(中略)
II − 2 法令解釈等外部からの照会への対応	□□−2 法令解釈等外部からの照会への対応
(中略)	(中略)
	(中哨)
(新設)	┃
(WIBA)	産業競争力強化法(以下、「強化法」という。)第9条第1項は、新事業
	活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動及びこれに
	関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令
	(告示を含む。以下、この項において「法令」という。)の規定の解釈並び
	<u>に当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有</u>
	無について、その確認を求めることができる制度(以下、「グレーゾーン解
	消制度」という。)を規定している。本項は、グレーゾーン解消制度におけ
	る事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては、必ず経済産
	<u>業省策定に係る「産業競争力強化法「企業実証特例制度」及び「グレーゾー</u> ン解消制度」の利用の手引き」(平成 26 年 1 月 20 日経済産業省)(以下、
	<u>つ解角制度」の利用の手引き」(干成 20 年 月 20 日程海産業省)(数下、</u> この項において「利用の手引き」という。)を参照するものとする。
	200-A1000 C 14441100 J J1C J C 0 1 7 8 7 2 9 111 7 10 000 C 7 10 8
	_(1) 照会窓口
	照会窓口は、金融庁総務企画局政策課とする。
	なお、照会窓口たる金融庁総務企画局政策課は、下記(2)③の記載
	要領に示す要件を満たした照会書及びその写しが到達した場合は速やか
	に受け付け、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令が他の関係
	<u>行政機関の長が所管するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機</u>

関の長に対し、その確認を求めるものとする。

(2) 照会書受領後の流れ

照会書を受け付けた後は、総務企画局政策課において、当該照会書を 当該照会書に記載された確認の求めに係る法令を所管する担当課室に速 やかに回付するとともに、当該担当課室と協議しつつ、回答を行う事案 か否か、特に、以下の①から③について確認し、当制度の利用ができな い確認の求めの場合には、当該照会書を提出した者(以下、この項にお いて「提出者」という。)に対しその旨を連絡する。また、照会書の補 正及び追加書類の提出等が必要な場合には、提出者に対し所要の対応を 求めることができる。ただし、追加書類は必要最小限とし、提出者の過 度な負担とならないよう努めるものとする。

なお、当庁の所管する法令に関して、強化法第9条第3項の関係行政機関の長として同項の規定による求めを受けた場合には、上記の連絡及び所要の対応の求めは、同項の当該主務大臣に対して行うものとする。

① 確認の求めの主体

以下のイ.及びロ.を満たすか。

- イ. 提出者は、新事業活動を実施しようとする者であること。
- (注)「新事業活動」とは、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発 又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな 提供の方式の導入その他の新たな事業活動のうち、当該新たな事業 活動を通じて、生産性(資源生産性(エネルギーの使用又は鉱物資 源の使用(エネルギーとしての使用を除く。)が新たな事業活動を 実施しようとする者の経済活動に貢献する程度をいう。)を含 む。)の向上又は新たな需要の開拓が見込まれるものであって、公 の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないものをいう(強化法第 2条第3項、同法施行規則第2条)。
- ロ. 提出者が、当庁所管の事業に係る新事業活動を実施しようとしてい

る者であること。ただし、金融庁長官が、強化法第9条第3項の関係 行政機関の長として同項の規定による求めを受けた場合については、 この限りでない。

② 照会の対象

提出者が、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する当庁が所管する法令の規定の解釈並びに当該規定の適用の有無について、その確認を求めるものであって、以下のような照会を行うものか。

- <u>イ. その事業や取引を行うことが、免許または指定を受けた者が行うこ</u> とができる業務にあたるか。
- <u>ロ. その事業や取引を行うことが、承認を受ける必要のある業務にあた</u> るか。
- <u>ハ. その事業や取引を行うことによって、業務停止や免許または指定の</u> 取消等(不利益処分)を受けることがないか。
- <u>二. その事業や取引を行うことに関し、直接に義務を課され又は権利を制限されることがないか。</u>

③ 照会書の記載要領

強化法施行規則様式第五に従い、また利用の手引きを踏まえ、以下の事項が記載されているか。

- イ. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標
- ロ. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容
- ハ. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期
- 二. 解釈及び適用の有無の確認を求める法令の条項等
- ホ. 具体的な確認事項

(参考)利用の手引き

グレーゾーン解消制度

提出書類

5. 具体的な確認事項

現在、規制の根拠となる法令がどのような規定となっており、そのうち、どの部分の解釈が明らかでないのか、新事業活動が規制の対象となるのか否かが判断できないポイントや、それによって新事業活動を行うことが難しい理由に加え、そのことに関する自己の見解を記載してください。

規制所管省庁から明確かつわかりやすい回答を得るため、例えば、「〇〇規制が支障となっているのではないか」という記載ではなく、「〇〇法に基づき〇〇が規制の対象となっているかどうかが明らかでないため、〇〇法に基づく許可を受けなくても、新事業活動において、〇〇を行うことができるのか確認したい」といったように、確認したいポイントを、できる限り具体的に記載してください。

(3)回答

①照会書を回付された課室は、総務企画局政策課において回答を行う事案 と判断した場合においては、提出者からの照会書及びその写しが照会窓 口に到達してから原則として1か月以内に提出者に対し強化法施行規則 様式第六による回答書を交付するものとする。

また、照会書を回付された課室は、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間一月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を提出者に通知するものとする。

②金融庁長官が、他の関係行政機関の長から強化法第9条第3項の規定による求めを受けた場合においては、照会書を回付された課室は、同条第1項の規定により同項の主務大臣が照会書及びその写しの提出を受けた日から原則として1か月以内に当該求めに係る法令の規定の解釈及び適

	的な監督指針(新山外照衣)
	<u>用の有無について強化法施行規則様式第六による回答書に記載し、総務</u>
	企画局政策課を通じてこれを当該主務大臣に送付するものとする。
	また、この場合において、当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用
	の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付する
	<u>ことができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回</u>
	答書を交付するまでの間一月を超えない期間ごとに、その旨及びその理
	由を、総務企画局政策課を通じて当該主務大臣に通知するものとする。
	③金融庁長官が、他の関係行政機関の長に対し強化法第9条第3項の規定
	<u>により確認を求めた場合において、当該関係行政機関の長から強化法施</u>
	行規則様式第六による回答書の送付を受けたときには、総務企画局政策
	課又は当該確認の求めと同一事案について照会書を回付された課室を通
	<u>じて、提出者に当該回答書を交付するものとする。また、当該関係行政</u>
	機関の長から、原則として1か月以内に回答書を交付することができな
	い旨及びその理由の通知を受けた場合には、これらを提出者に通知する
	<u>ものとする。</u>
/ max \	
(中略)	(中略)
│Ⅱ−4 行政処分を行う際の留意点	Ⅱ-4 行政処分を行う際の留意点
Ⅱ - 4 - 1 清算機関	Ⅱ-4-1 清算機関
(中略)	(中略)
Ⅱ − 4 − 1 − 5 行政手続法等との関係	│ │Ⅱ-4-1-5 行政手続法等との関係
	ュー・・・ 5 11 以下が必守との房 IR
 (1)行政手続法との関係	
	(1)行政手続法との関係

業務改善命令若しくは業務停止命令を発出する又は免許等を取り消す等の不利益処分をしようとする場合には、行政手続法第13条第1項の規定に基づき、不利益処分の区分に応じて、聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならないことに留意する(業法の規定において聴聞等を行わねばならないとされている場合には、当該規定に基づき聴聞等の機会の付与を行う)。

<u>また、行政手続法第14条第1項の規定に基づき、処分の理由を示さなけれ</u> ばならないことに留意する。

(2) 行政不服審査法との関係

報告徴求命令、業務改善命令若しくは業務停止命令を発出する又は免許 等を取り消す処分をしようとする場合には、行政不服審査法第6条の規定 に基づく異議申立てができる旨を書面で教示しなければならないことに留 意する。

(3) 行政事件訴訟法との関係

報告徴求命令、業務改善命令若しくは業務停止命令を発出する又は免 許、承認、若しくは認可を取り消す処分をしようとする場合には、行政事 件訴訟法第8条第1項の規定に基づく処分の取消しの訴えを提起すること 行政手続法第13条第1項第1号に該当する不利益処分をしようとする場合には聴聞を行い、同項第2号に該当する不利益処分をしようとする場合には弁明の機会を付与しなければならないことに留意する(業法の規定において聴聞等を行わねばならないとされている場合には、当該規定に基づき聴聞等の機会の付与を行う)。

いずれの場合においても、不利益処分をする場合には同法第14条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと(不利益処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと)に留意する。

また、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には同法第8条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと(許認可等を 拒否する処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければ ならないこと)に留意する。

その際、単に根拠規定を示すだけではなく、いかなる事実関係に基づき、いかなる法令・基準を適用して処分がなされたかを明らかにすること等が求められることに留意する。

(2) 行政不服審査法との関係

<u>不服申立てをすることができる処分をする場合には、行政不服審査法第</u> 82 条に基づき、不服申立てをすることができる旨等を書面で教示しなけれ ばならないことに留意する。

(3) 行政事件訴訟法との関係

取消訴訟を提起することができる処分をする場合には、行政事件訴訟法 第 46 条に基づき、取消訴訟の提起に関する事項を書面で教示しなければな らないことに留意する。 ができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。

(中略)

Ⅲ、監督上の評価項目と諸手続(清算機関)

Ⅲ-1-1 経営管理体制

(1)意義

清算機関の業務が複雑化し、より一層適切なリスク管理等が求められる中で、清算機関の業務の的確な運営と経営の健全性を確保し、もって金融システムの安定を確保するためには、清算機関において経営に対する規律付けが有効に機能し、適切な経営管理(ガバナンス)が行われることが重要である。

経営管理が有効に機能するためには、その組織の構成要素がそれぞれ本来求められる役割を果たしていることが前提となる。具体的には、取締役会、監査役会といった機関が経営をチェックできていること、各部門間のけん制や内部監査部門が健全に機能していること等が重要である。また、代表取締役、取締役、執行役、監査役及び全ての職階における職員が自らの役割を理解し、そのプロセスに十分関与することが必要となる。

(注)委員会設置会社である場合については、取締役会、各委員会、 執行役等の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行使し ているのかどうかといった観点から検証する必要がある。この場 合においては、本監督指針の主旨を踏まえ、実態に即して検証を 行うこととする。 (中略)

Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続(清算機関)

Ⅲ-1-1 経営管理体制

(1)意義

清算機関の業務が複雑化し、より一層適切なリスク管理等が求められる中で、清算機関の業務の的確な運営と経営の健全性を確保し、もって金融システムの安定を確保するためには、清算機関において経営に対する規律付けが有効に機能し、適切な経営管理(ガバナンス)が行われることが重要である。

経営管理が有効に機能するためには、その組織の構成要素がそれぞれ本来求められる役割を果たしていることが前提となる。具体的には、取締役会、監査役会といった機関が経営をチェックできていること、各部門間のけん制や内部監査部門が健全に機能していること等が重要である。また、代表取締役、取締役、執行役、監査役及び全ての職階における職員が自らの役割を理解し、そのプロセスに十分関与することが必要となる。

(注) <u>指名</u>委員会等設置会社である場合については、取締役会、<u>指名</u> 委員会等、執行役等の機関等<u>、また、監査等委員会設置会社である場合については、取締役会、監査等委員会等の機関等</u>が、それぞれ与えられた権限等を適切に行使しているのかどうかといった観点から検証する必要がある。この場合においては、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して検証を行うこととする。 (中略)

Ⅳ. 監督上の評価項目と諸手続(資金清算機関)

Ⅳ-1-1 経営管理体制

(1)意義

資金清算機関の業務が複雑化し、より一層適切なリスク管理等が求められる中で、資金清算機関の業務の的確な運営と経営の健全性を確保し、もって金融システムの安定を確保するためには、資金清算機関において経営に対する規律付けが有効に機能し、適切な経営管理(ガバナンス)が行われることが重要である。

経営管理が有効に機能するためには、その組織の構成要素がそれぞれ本来求められる役割を果たしていることが前提となる。具体的には、取締役会又は理事会、監査役会又は監事といった機関が経営をチェックできていること、各部門間のけん制や内部監査部門が健全に機能していること等が重要である。また、取締役等(取締役若しくは監査役若しくは会計参与又は理事若しくは監事をいう。)及び全ての職階における職員が自らの役割を理解し、そのプロセスに十分関与することが必要となる。

(注)委員会設置会社である場合については、取締役会、各委員会、 執行役等の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行使し ているのかどうかといった観点から検証する必要がある。この場 合においては、本監督指針の主旨を踏まえ、実態に即して検証を 行うこととする。 (中略)

Ⅳ. 監督上の評価項目と諸手続(資金清算機関)

Ⅳ-1-1 経営管理体制

(1)意義

資金清算機関の業務が複雑化し、より一層適切なリスク管理等が求められる中で、資金清算機関の業務の的確な運営と経営の健全性を確保し、もって金融システムの安定を確保するためには、資金清算機関において経営に対する規律付けが有効に機能し、適切な経営管理(ガバナンス)が行われることが重要である。

経営管理が有効に機能するためには、その組織の構成要素がそれぞれ本来求められる役割を果たしていることが前提となる。具体的には、取締役会又は理事会、監査役会又は監事といった機関が経営をチェックできていること、各部門間のけん制や内部監査部門が健全に機能していること等が重要である。また、取締役等(取締役若しくは監査役若しくは会計参与又は理事若しくは監事をいう。)及び全ての職階における職員が自らの役割を理解し、そのプロセスに十分関与することが必要となる。

(注) <u>指名</u>委員会等設置会社である場合については、取締役会、<u>指名</u> 委員会等、執行役等の機関等、また、監査等委員会設置会社である場合については、取締役会、監査等委員会等の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行使しているのかどうかといった観点から検証する必要がある。この場合においては、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して検証を行うこととする。 (中略)

V. 監督上の評価項目と諸手続(振替機関)

Ⅴ-1-1 経営管理体制

(1) 意義

振替機関は、有価証券の保管や振替等の多量・多額の処理を行っており、有価証券の流通の円滑化にあたって重要な役割を果たしている。こうした中で、振替機関の業務の適正かつ確実な遂行を確保し、もって金融システムの安定を確保するためには、振替機関において経営に対する規律付けが有効に機能し、適切な経営管理(ガバナンス)が行われることが重要である。

経営管理が有効に機能するためには、その組織の構成要素がそれぞれ本来求められる役割を果たしていることが前提となる。具体的には、取締役会、監査役会といった機関が経営をチェックできていること、各部門間のけん制や内部監査部門が健全に機能していること等が重要である。また、代表取締役、取締役、執行役、監査役及び全ての職階における職員が自らの役割を理解し、そのプロセスに十分関与することが必要となる。

(注)委員会設置会社である場合については、取締役会、各委員会、 執行役等の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行使し ているのかどうかといった観点から検証する必要がある。この場 合においては、本監督指針の主旨を踏まえ、実態に即して検証を 行うこととする。 (中略)

Ⅴ. 監督上の評価項目と諸手続(振替機関)

Ⅴ-1-1 経営管理体制

(1)意義

振替機関は、有価証券の保管や振替等の多量・多額の処理を行っており、有価証券の流通の円滑化にあたって重要な役割を果たしている。こうした中で、振替機関の業務の適正かつ確実な遂行を確保し、もって金融システムの安定を確保するためには、振替機関において経営に対する規律付けが有効に機能し、適切な経営管理(ガバナンス)が行われることが重要である。

経営管理が有効に機能するためには、その組織の構成要素がそれぞれ本来求められる役割を果たしていることが前提となる。具体的には、取締役会、監査役会といった機関が経営をチェックできていること、各部門間のけん制や内部監査部門が健全に機能していること等が重要である。また、代表取締役、取締役、執行役、監査役及び全ての職階における職員が自らの役割を理解し、そのプロセスに十分関与することが必要となる。

(注) <u>指名</u>委員会等設置会社である場合については、取締役会、<u>指名</u> 委員会等、執行役等の機関等、また、監査等委員会設置会社である場合については、取締役会、監査等委員会等の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行使しているのかどうかといった観点から検証する必要がある。この場合においては、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して検証を行うこととする。